

＜扶養請求調停（審判）を申し立てる方へ＞

1 概要

直系血族（例えば親子）及び兄弟姉妹は相互に扶養義務がありますが、扶養を要する者（扶養権利者といいます。）と扶養義務者間で、扶養の方法や扶養料の支払いなどについて話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所に扶養請求の調停（審判）を申し立てて話し合い等を行うことができます。そのほか、複数の扶養義務者がいる場合にその順位を指定する場合などにも調停（審判）を申し立てることができます。

調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方から事情をお聴きしたり、扶養義務者の生活状況、経済状況や扶養権利者の意向等を考慮して、また、必要に応じて書類等を提出していただくなどして、事情をよく把握し、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、双方が合意できるよう話し合いを進めます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が、双方からお聴きした事情や提出された資料等一切の事情を考慮して、審判をします。

審判を申し立てた場合でも、調停手続が先行することがあります。

2 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書とともに管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。

3 申立てに必要な費用

- ☐ 収入印紙・・・扶養権利者 1 人につき、1,200 円分
- ☐ 連絡用の郵便切手・・・140 円×1 枚、82 円×10 枚、10 円×10 枚 合計1,060 円分

4 申立てに必要な書類（書類等は A 4 サイズで提出して下さい。）

- ☐ 申立書（裁判所用）＋申立書コピー（相手方用、申立人（あなた）用の控え）
 - 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、申立書とともに相手方送付用のコピー（人数分）を提出してください。申立人用の控えは、調停（審判）期日に持参してください。
- ☐ 連絡先等の届出書 1 通
 - 連絡先等について非開示を希望する場合には、「連絡先等の届出書」の下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記載してください。
- ☐ 進行に関する照会回答書 1 通
- ☐ 申立人及び相手方の戸籍謄本（全部事項証明）各 1 通
- ☐ （扶養義務者が他の扶養義務者を相手方とする場合）
 - 扶養権利者の戸籍謄本（全部事項証明書）1 通
 - 戸籍謄本等は 3 か月以内に発行されたものを提出してください。申立前に入手が不可能な戸籍謄本については、申立後に追加提出することでも差し支えありません。

5 手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

＊必要になる書類の例

＜収入に関する書類等＞

- 源泉徴収票写し、給与明細書写し、確定申告書写し、非課税証明書写し等申立人の収入が分かるもの

<過去の扶養料の支払に関する取決めや支払状況に関する書類等>

→ 過去の審判書、判決書、調停調書等、振込み依頼書の写し等

- ・ 扶養請求調停（審判）事件は、当事者双方がお互いの経済状況を理解した上で話し合い等を進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに、調停（審判）期日には申立人用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）。
- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載した上で、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

* この提出方法は扶養請求調停・審判事件の取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

6 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請がなかったり、申請はあったが許可されなかった書類等であっても、閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。これは、最初から審判を申し立てた場合も同様です。

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聴きしながら話し合いを進めていきます。

